

重要事項説明書 (医療保険)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 iena
代表者氏名	代表取締役 青柳 綾子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	豊中市中桜塚4丁目14番13号 電話 06-6842-7425 ファックス 06-6842-7426
法人設立年月日	令和4年2月7日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	イエナ訪問看護ステーション
ステーションコード	4091175
事業所所在地	豊中市中桜塚4丁目14番13号
連絡先 相談担当者名	電話 06-6842-7425 ファックス 06-6842-7426 青柳 綾子
通常の事業実施地域	豊中市 吹田市 箕面市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活と営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	(保健師) 青柳 綾子
-----	-------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (看護職員と兼務)
看護職員 看護師・准看護師	訪問看護のサービスを提供します。	常勤 3名 非常勤 0名
理学療法士 言語聴覚士	リハビリテーションを実施します。	常勤 3名 非常勤 6名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	<p>主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。</p> <p>計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行う必要があります。</p> <p>その為、理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたものである場合においても利用者の状態の評価の為、定期的に看護職員による訪問を実施します。</p>
訪問看護の提供	<p>具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病状・障害の観察 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 3 食事及び排泄等日常生活の世話 4 床ずれ予防・処置 5 リハビリテーション 6 ターミナルケア 7 認知症患者の看護 8 療養生活や介護方法の指導 9 カテーテル等の管理 10 その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

令和6年 6月～

医療保険

（ご利用の保険の負担割合によりお支払い頂く金額が変わります。）

		看護師	理学療法士等	准看護師
訪問看護基本療養費 (I) (1日につき)	週3日目まで	5,550円	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	5,550円	6,050円
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者同一日 3人以上)	週3日目まで	2,780円	2,780円	2,530円
	週4日目以降	3,280円	2,780円	3,030円
訪問看護基本療養費 (III) (入院中の外泊時)	外泊中1回のみ※ 入院中に1回 (別に厚生労働大臣が定める疾病等 は2回)に限り算定可能	8,500円		
難病等複数回訪問加算 (1日につき)	1日 2回訪問	4,500円		
	1日 3回以上訪問	8,000円		
複数名訪問看護加算	2名で訪問	4,300円	3,800円	
専門管理加算	専門の研修を受けた 看護師・保健師・助産師による	2,500円		
遠隔死亡診断補助加算	専門の研修を受けた 看護師・保健師・助産師による	1,500円		
訪問看護管理療養 (1日につき)	毎月 初回訪問日	7,440円		
	毎月 2日目以降	(イ)3,000円		
長時間訪問看護加算		5,200円		
訪問看護情報提供療養費		1,500円		
緊急訪問看護加算		2,650円		
24時間対応体制加算(1ヶ月につき)		(イ)6,800円	(ロ)6,520円	
特別管理加算(1ヶ月につき)		2,500円	5,000円	
退院時共同指導加算		6,000円		
特別管理指導加算		2,000円		
在宅患者連携指導加算		3,000円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円		
訪問看護ターミナルケア療養費 (死亡月)		10,000円	25,000円	

4 その他の費用について

① 交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は次の額とします。但し、タクシー利用の場合は実費額とします。</p> <p>(1)通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル未満：無料</p> <p>(2)通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル以上：300円</p>
② キャンセル料	<p>事前の連絡なく利用をキャンセルする場合、1回3,000円のキャンセル料を請求致します。</p>

5 利用料その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料その他の費用の請求方法等	<p>1 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に発行します。</p>
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	<p>1 利用者指定口座からの自動振替によりお支払い下さい。</p> <p>2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2日以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。</p>	<p>ア 相談担当者氏名 (氏名) 青柳綾子</p> <p>イ 連絡先電話番号 06-6842-7425</p> <p>同ファックス番号 06-6842-7426</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 月～土 午前9時から午後5時</p>
---	---

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	保健師 青柳 綾子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイダンス」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

① 苦情処理に体制及び手順

- 1) 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記すとおり)
- 2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。

- ・ 管理者は、訪問スタッフに事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 イエナ訪問看護ステーション	所在地 豊中市中桜塚4丁目14番13号 電話番号 06-6842-7425 ファックス番号 06-6842-7426 受付時間 9:00～17:00 (日祝休み)
【豊中市の窓口】 豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 市役所第二庁舎3階 電話番号 06-6858-2858 ファックス番号 06-6858-3146 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)
【豊中市の窓口】 『話して安心、困りごと相談』	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 市役所第二庁舎3階 電話番号 06-6858-2815 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号中央 大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	豊中市中桜塚4丁目14番13号
	法人名	株式会社 iena
	代表者名	代表取締役 青柳 綾子
	事業所名	イエナ訪問看護ステーション
	説明者氏名	青柳 綾子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 続柄 ()	住所	
	氏名	